

## 日本労働年鑑 第26集 1954年版

The Labour Year Book of Japan 1954

## 第三部 労働政策

## 第三編 労働組合・共産党・大衆運動対策

## 第四章 共産党対策

## 「平和と独立」を停刊

法務府特審局は「平和と独立」紙をアカハタ同類紙とみとめ、三月二八日発行停止の処分をし、同日午前一一時、最高検・国警・警視庁の協力のもと、発行所、印刷所、配布網など全国約一〇〇〇カ所を政令三二五号違反の疑いで襲げき、責任者の逮捕、残紙の押収をおこなった。なお、停刊された機関紙は二月末現在で一八一八紙に及んでいる。

## 国会における発言を削除

五月八日衆議院運営委員会は、本会議場における議員の発言に関して次のような決定をおこなった。

議場での言論で議員の品位を傷けたり、事実とはなはだしく異なるようなものに対しては議長から取消しを命じ、あるいは速記録から削除を命ずることができる、これに異議の申出があれば次回の議員運営委員会で取上げ、異議が認められれば速記録にのせるが、異議が認められなければ削除する。

これは共産党の風早八十二議員が五月六日本会議でおこなったメーデー事件に関する質問の中に不穏当なものがあったとし、占領中のプレスコードに代るものとして作ったわけである。同委員会では共産党、左派社会党は、反対党の言論を抑圧するものとして反対、自由党、改進黨は賛成したが、右派社会党は次回まで留保したいと述べた。

## 軍事裁判から政令三二五号違反にきりかえ

アメリカの軍事裁をうけて重労働の判決を受けた飯田七三氏ら七氏は、平和条約の発効と同時にその効力が失ったため「釈放」されたが、同時に政令三二五号違反として「再逮捕」、起訴された。

全国で二五三名におよぶ軍事裁判服役者のうち約六〇名が同様に再逮捕された。

## 共産党議員の逮捕

共産党の渡部義通代議士は八月四日、柄沢とし子代議士は八月七日、第一三国会の閉会を機として逮捕された。渡部氏は昨年一〇月大宮市でおこなった演説が占領目的に有害であったとされ、柄沢氏は五月三日北炭夕張鉱業所第一坑繰りこみ場で演説をおこなったことが建造物侵入とされ、それぞれその当時逮捕状が出ていたものである

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---